C-11-4 改 3 平成 29 年 12 月 12 日

東海第二発電所 敷地境界線変更前後比較表

既許可申請書	変更後	変更点
		①西側高台エリア(旧隣接事業
		所敷地)を, 可搬型設備保管場
		所, 緊急時対策所, 防火帯の設
		置及びアクセスルート設定に
		伴い東二敷地に追加。
		②北側エリア(原電所有地)を,
		周辺監視区域境界線に合わせ
		東二敷地に追加。
		③東海発電所周辺エリア(原電
		所有地)を,防潮堤設置,及び
		アクセスルート設定に伴い東
		二敷地に追加。
		④西側エリア(原電所有地)を,
		SA設備設置及びアクセスル
		ート設定に伴い東二敷地に追
		加。
		● (参考) 当初申請(2014/5/20)
		時では,可搬型設備保管場所
		として国道西側 (原電所有地)
		を予定していたが、方針変更
		(①西側高台エリアへ変更)
		に伴い除外。